

○伊勢広域環境組合個人情報保護条例

平成28年 2月18日

組合条例第2号

(目的)

第1条 この条例は、個人情報の保護が個人の尊厳の確保のために必要不可欠であることに鑑み、個人情報の適正な取扱いについて必要な事項を定めるとともに、伊勢広域環境組合が保有する自己に関する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める権利を明らかにすることにより、適正かつ円滑な組合運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(個人情報の保護)

第2条 個人情報の保護については、別段の定めがある場合を除き、伊勢市個人情報保護条例（平成17年伊勢市条例第20号。以下「条例」という。）及び伊勢市個人情報保護条例施行規則（平成17年伊勢市規則第13号。以下「規則」という。）の例による。この場合において、同条例及び規則中「伊勢市」とあるのは「伊勢広域環境組合」と、「市民」とあるのは「伊勢広域環境組合規約（平成13年規約第1号）第2条に規定する関係市町（以下「関係市町」という。）の住民」と、「市長」とあるのは「管理者」と、「伊勢市情報公開・個人情報保護審査会」とあるのは「伊勢広域環境組合情報公開・個人情報保護審査会」と読み替えるものとする。

(実施機関)

第3条 実施機関は、管理者、公平委員会、監査委員及び議会とする。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。